低炭素建築物新築等計画認定 申請手数料

次に掲げる金額を合計した金額 ((i) + (ii) + (iii))			
(i) 建築物全体の戸数	に応じ、それぞれ次に定め	つる金額 (住宅部分)	
区分		(a) 適合書添付の場合	(b) (a) 以外の場合
一戸建ての住宅		4,000円	33,000円
	1戸	4,000円	33,000円
	2~5戸	9,000円	66,000円
	6~10 戸	15,000円	93,000円
共同住宅等	11~25 戸	25,000円	130,000円
(建築物全体の戸数)	26~50 戸	43,000円	187,000円
	51~100 戸	77, 000 円	268,000円
	101~200 戸	121,000円	363,000円
	200 戸超	153, 000 円	476, 000 円
(ii) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(共用部分)			
300 ㎡以内		9,000円	104, 000 円
300 ㎡ 超 ~ 2,000 ㎡以内		25,000円	172,000円
2,000 ㎡ 超 ~ 5,000 ㎡以内		77, 000 円	267, 000 円
5,000 ㎡ 超 ~ 10,000 ㎡以内		121, 000 円	343, 000 円
10,000 ㎡ 超 ~ 25,000 ㎡以内		153, 000 円	410,000円
25, 000 ㎡ 超 ~		191, 000 円	478, 000 円
(iii) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(非住宅の部分)			
	300 ㎡以内	9,000円	229,000円 (80,000
300 m	超 ~ 2,000 ㎡以内	25, 000 円	366,000円 130,000
2, 000 m	超 ~ 5,000 m 以内	77, 000 円	521,000円 ※1 210,000
5, 000 m	超 ~ 10,000 ㎡以内	121, 000 円	639,000円 280,000
10, 000 m	超 ~ 25,000 ㎡以内	153, 000 円	753,000 円 340,000
25, 000 m	↑ 超 ~	191, 000 円	860,000円 400,000
※1 評価方法にモデル建物法を用いた申請の場合			

※認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更にあっては、それぞれの手数料の1/2の額を合計した金額 【戸数、共用部分、非住宅部分が増える場合は、それぞれ当初の手数料の額】とする。